(1)計画策定の方針

1 基本的な考え方

新市建設計画は、上越地域法定合併協議会準備会において策定した「新しいまちのグランドデザイン」及び「新市における行財政運営指針」を基に策定する。

合併により 13 町村の総合計画が消滅し、上越市の総合計画の改訂までの間は、市全域をカバーする事業計画が存在しない状態となるため、新市建設計画を、各町村の総合計画を包含する事業計画として位置付ける。

現上越市の事業については、合併後の上越市建設の根幹となるべき事業(合併特例債活用事業等)を新市建設計画に位置付ける。

合併後の上越市の財政状況を考慮し、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とする。

2 計画の構成

別紙のとおり

3 計画期間

平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 か年計画とする。

財政状況との整合を図るため、計画策定後概ね5年を目途に見直しに向けた検討を行う。

4 計画に掲載する施策の考え方

(1)対象事業

- ・ 合併後10年間に上越市において実施を予定する事業とする。
- ・ 県事業(新規、継続を問わない)及び合併後の上越市が事業主体となる事業(市単独事業、国県補助事業など)とし、ハード、ソフトの両事業を対象とする。

(2)事業区分と事業選定方法

県事業

- ・ 原則として新潟県が地域計画を策定した事業分野については、その計画に 位置付けられている事業とする。
- ・ 地域計画が示されていない分野、事業については、別途県と協議する。
- ・ 市町村ごとに、事業別の優先順位を付け、県との事前協議等を通じ、県が 選定する。

合併後の上越市が事業主体となる事業

・ 県との協議(起債や補助の適切性のチェック等)を踏まえ、財政計画との 整合を図り、市町村ごとに事業案を選出し、合併協議会が選定する。

5 策定手順

構成市町村からの意見を基に事務局において原案を作成し、小委員会における審議及び協議会における協議を経て計画(案)を作成する。(必要に応じて専門部会等の協力を求める。)

計画(案)について、県知事に対し事前協議及び正式協議を行い、正式協議 の完了後、協議会において計画を決定する。

計画については、平成16年3月末を目途に策定を進める。

(別紙)計画の構成

序論 1 合併の必要性 (1)社会経済情勢の変化への対応 (2)日常生活圏の広域化・一体化への対応 (3)地方分権の進展と多様な住民ニーズへの対応 2 計画策定の方針 (1)計画の趣旨 (2)計画の構成 (3)計画の期間 新市の概況 1 位置及び地勢 2 自然・土地利用 3 人口・世帯 4 産業

新市建設の基本方針

- 1 まちづくりの方向性
 - (1)地域の課題への対応
 - (2)まちづくりの方向性
- 2 土地利用の方向性
- 3 まちづくりの基本理念
- ・「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」
- 4 新しいまちの将来像
- ・「海に山に大地に なりわいと文化あふれる 共生都市上越」

新市の施策

- 1 市民主体のまちづくりの推進(地域コミュニティなどをいかした協働のまちづくり)
- 2 環境の保全と活用(豊かな自然と共生する循環型のまちづくり)
- 3 健康と福祉の充実(地域で支える健康・福祉のまちづくり)
- 4 産業の振興(なりわいあふれ活力のあるまちづくり)
- 5 教育・文化の充実(豊かな心を共にはぐくむ文化と教育のまちづくり)
- 6 都市基盤・生活基盤の整備(地域の個性(特性)をいかし、交流・発展を支援するまちづくり)

新市における県事業の推進

公共的施設の適正配置と整備

行財政運営

- 1 行政運営
- 2 財政計画